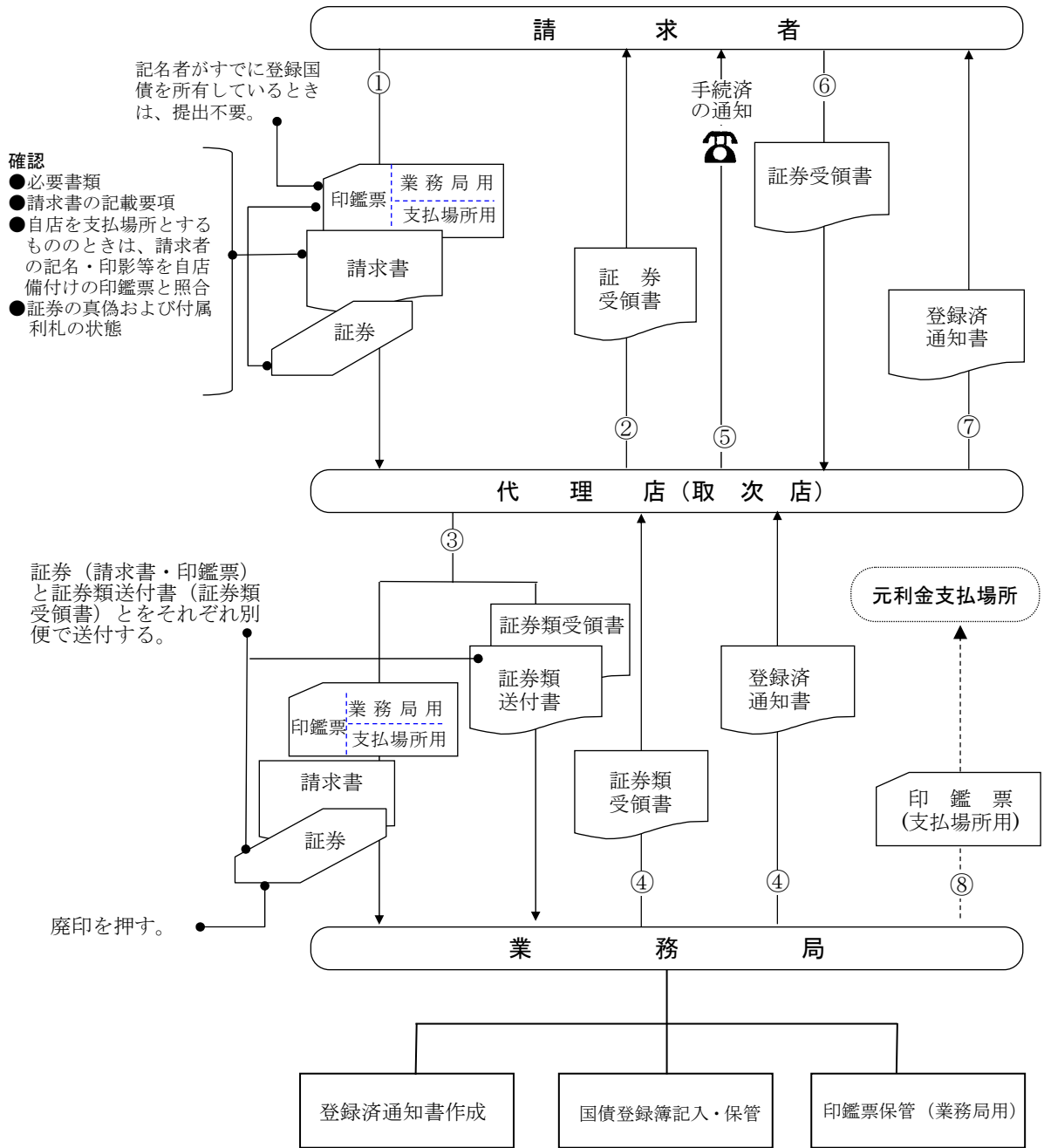


600

登録国債各種請求事務

あらし 1

〔証券からの登録請求〕



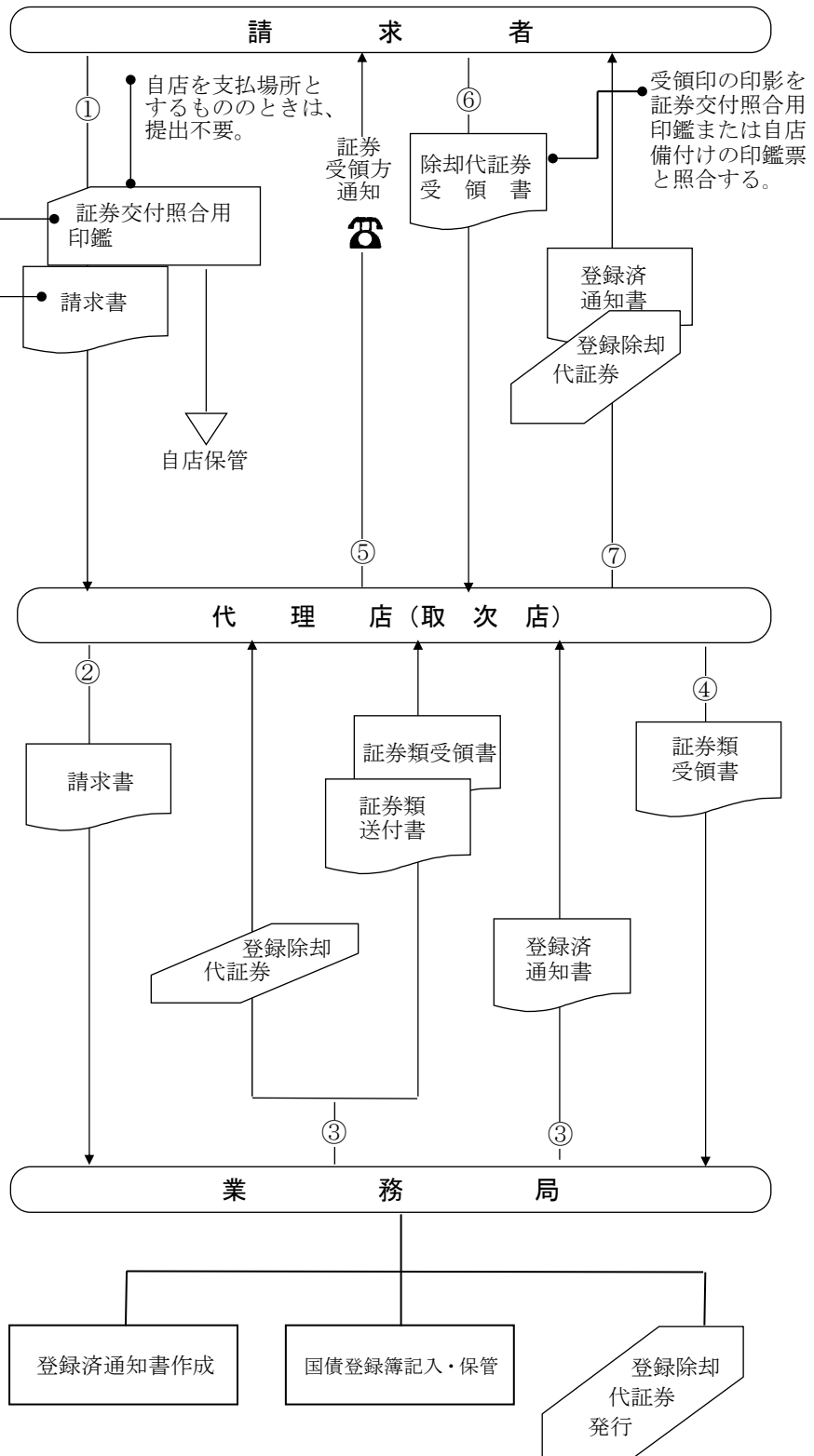
- 無記名国債証券・所定の必要書類を提出させ、これを業務局国債証券業務グループへ取次ぐ。
- 業務局から登録済通知書の送付を受けたときは、その旨を請求者に通知し、証券受領書と引換えに交付する。

あらかし 2

〔登録除却請求〕

確認

- 登録停止期間
- 必要書類
- 請求書の記載要項
- 自店を支払場所とするものときは、請求者の記名・印影等を自店備付けの印鑑票と照合



- 所定の必要書類を提出させ、これを業務局国債業務グループへ取次ぐ。
- 業務局から登録除却代証券および登録済通知書の送付を受けたときは、その旨を請求者に通知し、除却代証券受領書と引換えに交付する。

あらし 3

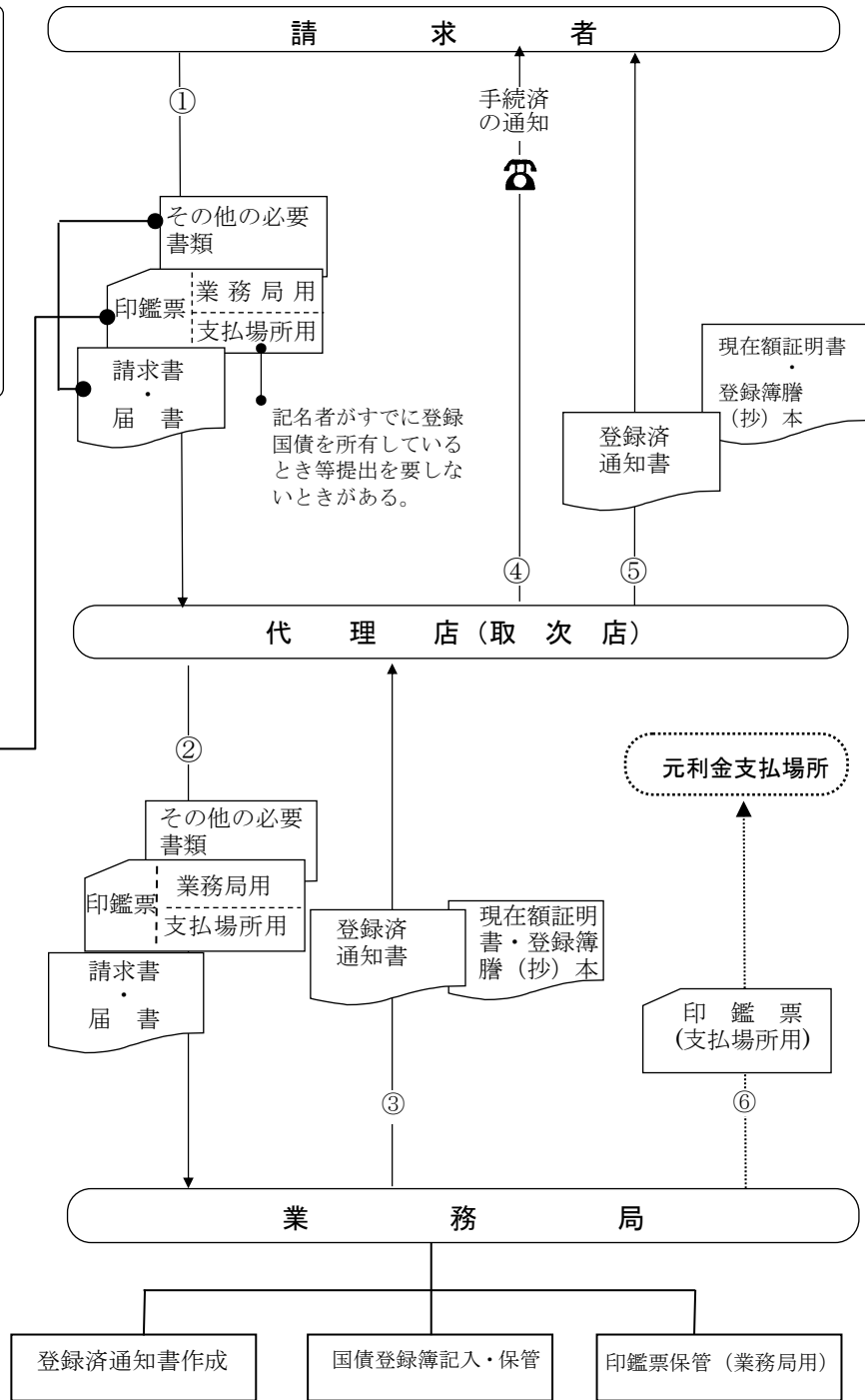
- 登録変更(移転登録)請求
- 質権に関する登録請求
- 担保権に関する登録請求

(その他の請求・届出)

- 元利金支払場所変更請求
- 住所・氏名(名称)変更届
- 改印届
- 代表者・管理者変更届
- 元利金受領者変更届
- 常任代理人選任・変更等届
- 国債登録簿の謄本・抄本請求
- 現在額証明請求

確認

- 登録停止期間(登録変更のとき)
- 必要書類
- 請求書・届書の記載要項
- 自店を支払場所とするものときは、請求者(届出人)の記名・印影等を自店備付けの印鑑票と照合



- 所定の必要書類を提出させ、これを業務局国債業務グループへ取次ぐ。
- 業務局から登録済通知書などの送付を受けたときは、その旨を請求者に通知し、これを交付する。